

# 復興支援員と交流館の活動

## JOCA東北事務所(宮城県岩沼市)でお茶会を開催しました

5月26日に公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)東北事務所で、お茶会を開催しました。お茶会では、東北支部の支援員(青木ともこ)紹介の後、皆さんから浪江町の様子や趣味の話などをお聞きしました。和やかな雰囲気の中に、おしゃべりの花が咲いたお茶会でした。



お茶会の様子

## あつまっぺ交流館(福島市)でイベントが開催されました

あつまっぺ交流館では、定期的に開催している教室のほか、味の素料理教室やカフェ・ド・フクシマ、ボランティア団体によって開催されるイベントが大変盛況で、毎回多くの町民が集い、楽しい時間を過ごしています。カフェ・ド・フクシマのイベントでは、腹話術が披露されました。



腹話術の様子

## 復興支援員からのメッセージ

じめじめとした気候が続き、蒸し暑い梅雨の時期。高温多湿によって体内の熱が外に逃げにくいこの時期は、熱中症を起こす危険性が高まります。喉が渇いていなくてもこまめに水分を摂取し、ぬれたタオルなどで体の汗を拭きとり体温調節を行うことで、熱中症は予防できます。また、食中毒が発生しやすい時期でもありますので、食品の管理等に十分気を付けましょう。「清潔・冷却・加熱」がとても大切です。

☎生活支援課避難生活支援係 ☎0243(62)0305

## 遺留分③

**大橋** 前回からの続きで、まず、配偶者と両親が相続人の場合について説明するよ。被相続人と配偶者の間に子供がおらず、被相続人の両親が相続人である場合。この場合、相続人に配偶者が含まれているね。言い換えれば、直系尊属のみが相続人の場合ではないから、遺産の2分の1が遺留分となるよね？

**うげどん** うん。

**大橋** この場合、配偶者の法定相続分は3分の2だから、この2分の1の3分の2が配偶者の取り分になるよ。

**うげどん** じゃあ、配偶者の遺留分割合は、3分の1だね。

**大橋** うん、そうだよ。そして、両親の法定相続分は、それぞれ6分の1となるから、両親の遺留分割合は、2分の1の6分の

1で…

**うげどん** それぞれ12分の1だね。

**大橋** 最後に、直系尊属のみが相続人となる場合だよ。

**うげどん** 直系尊属のみが相続人となる場合だから、遺産の3分の1が遺留分だね。

**大橋** 正解。そのうち、両親ともに健在で相続人となる場合、それぞれ3分の1の2分の1…6分の1が遺留分割合となるんだ。

—遺留分の割合についてまとめると、相続人が誰なのかによって、遺留分が遺産の2分の1なのか、3分の1なのか、無いのかが決まり、そして、遺留分がある場合には、法定相続分に従って遺留分をそれぞれの相続人に分けるという流れになるよ。

**うげどん** 先生、よく分かったよ。

いつか役に立つ

法律  
知識

No.19



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)